

東京都北区議会

平成 29 年第 3 回定例会で可決した意見書

- 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
- 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 国民健康保険料の負担軽減に関する意見書

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む、小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項を平成30年度以降も継続するよう求める。

記

- 1、小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年10月6日

東京都北区議会議長 榎本はじめ

東京都知事 小池百合子 殿

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で極めて重要な制度として、わが国の教育の発展に大きな役割を果たしており、現行教育制度の根幹をなすものである。

学校教育は、多くの職種の職員が協力しあって成立している。事務職員及び栄養職員も、学校教育を円滑に推進する上で極めて重要な役割を果たしており、学校運営上欠くことのできない大切な担い手であり、その充実が求められている。

子どもたちを取り巻く貧困・格差問題が深刻化している現在、国の財政的な保障が担保されなければ、教育条件の地域間格差をもたらし、教育の機会均等の保障、良好な教育環境の維持が困難となり、憲法や教育基本法が保障する義務教育制度の理念に反すると言わざるを得ない。義務教育の確保は、国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金である。

よって、本区議会は政府に対し、教育に対する必要な財源の安定的確保を図り、わが国の将来を担う子どもたちの健全な育成のため、学校事務職員及び栄養職員の給与費負担の適用除外をすることなく、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年10月6日

東京都北区議会議長 榎本はじめ

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	野	田	聖	子	殿
文部科学大臣	林		芳	正	殿

国民健康保険料の負担軽減に関する意見書

特別区の国民健康保険においては、加入者の高齢化に伴い医療費が増大していることに加え、年金生活の高齢者や非正規労働者、外国人世帯など低所得者が多く加入し、転出入率も高くなっている。そのため、保険料の徴収は極めて厳しい環境に置かれている。

国保運営を都道府県単位に広域化する平成 30 年度からの制度改正に向けて、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるような制度設計にするためには、政府及び東京都の財政支援が不可欠である。

政府においては、高額医薬品の低廉化や後発医薬品の使用促進とあわせ、国庫負担割合の引き上げを含めた財政基盤強化策を一層充実させ、東京都においては、被保険者の保険料負担に配慮したきめ細かな激変緩和措置や低所得者に対する保険料負担軽減策など適切な措置を講じる必要がある。

よって、本区議会は国会、政府及び東京都に対し、国民健康保険料の負担軽減に向けたさらなる財政支援と方策を講じるよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 6 日

東京都北区議会議長 榎 本 はじめ

衆議院議長				殿
参議院議長	伊	達	忠	一 殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三 殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信 殿
東京都知事	小	池	百合子	殿